

議第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理を行うため制定しようとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(高山市自治功労者表彰条例の一部改正)

第1条 高山市自治功労者表彰条例(昭和60年高山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(待遇の停止又は回復等)	(待遇の停止又は回復等)
第9条 被表彰者が、次の各号の一に該当したときは、その間前条に規定する待遇を停止する。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略)	第9条 被表彰者が、次の各号の一に該当したときは、その間前条に規定する待遇を停止する。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)

(高山市芸術文化顕彰及び奨励に関する条例の一部改正)

第2条 高山市芸術文化顕彰及び奨励に関する条例(昭和50年高山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(顕彰及び奨励の範囲)	(顕彰及び奨励の範囲)
第2条 この条例による顕彰又は奨励の対象は、本市に住所又は活動の本拠を有するもので美術、文芸、演劇、音楽等の制作、研究又は発表(以下「活動」という。)を行つている個人又は団体で、顕彰にあつては優れた業績をあげているもの、奨励にあつては現に活動し、又は研究途上にあり、将来その成果が期待できるものとする。ただし、次の各号の一に該当するものを除くものとする。 (1) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられた者 (2)~(6) (略)	第2条 この条例による顕彰又は奨励の対象は、本市に住所又は活動の本拠を有するもので美術、文芸、演劇、音楽等の制作、研究又は発表(以下「活動」という。)を行つている個人又は団体で、顕彰にあつては優れた業績をあげているもの、奨励にあつては現に活動し、又は研究途上にあり、将来その成果が期待できるものとする。ただし、次の各号の一に該当するものを除くものとする。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)~(6) (略)

(高山市地域振興顕彰に関する条例の一部改正)

第3条 高山市地域振興顕彰に関する条例(平成13年高山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(顕彰の基準)	(顕彰の基準)

<p>第2条 この条例による顕彰の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号の一に該当する者は、顕彰の対象から除くものとする。</p> <p>ア 禁こ以上の刑に処せられた者</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条 この条例による顕彰の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号の一に該当する者は、顕彰の対象から除くものとする。</p> <p>ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(高山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 高山市職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年高山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(失職の例外)</p> <p>第4条の2 任命権者は、職員が公務遂行中過失により交通事故を起こし、禁錮以上の刑に処せられた場合において、その執行を猶予されたときは、情状によりその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第4条の2 任命権者は、職員が公務遂行中過失により交通事故を起こし、拘禁刑以上の刑に処せられた場合において、その執行を猶予されたときは、情状によりその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 高山市職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2～4 （略）

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2～4 （略）

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

<p>現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
--	---

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 高山市職員の退職手当に関する条例（昭和36年高山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければな</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければな</p>

らない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額

らない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額

との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）
に
関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等及び特別職の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）
に
関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

<p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）及び特別職の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>
---	---

(高山市消防団条例の一部改正)

第7条 高山市消防団条例（昭和39年高山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(高山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第8条 高山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年高山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2)~(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)~(5) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 3 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。